

第 94 回 保守管理検討会 議事録（案）

1. 開催日時： 2026 年 6 月 22 日（月） 13:30～15:30
2. 開催場所： 一般社団法人 日本電気協会 A 会議室（Web 併用会議）
3. 出席者： （順不同，敬称略）

出席委員：牧原主査(東京電力 HD)，明石副主査(四国電力)，平原副主査(九州電力)，
稲田(北陸電力)，梅田(関西電力)^{※1}，柿本(日本原燃)，片桐(電源開発)，
川尻(北海道電力)，川本(中国電力)，黒岩(三菱重工業)，
佐々木(日本原子力研究開発機構)^{※2}，鈴木(中部電力)，大東(原子力安全推進協会)，
仲井(元日本原子力研究開発機構)，西(東芝エネルギーシステムズ)，芳賀(東北電力)，
花木(日立 GE ヘルノハニョークリアエンジニア)，堀水(元原子力安全推進協会)，米澤(日本原電)

(計 19 名)

代理出席：なし (計 0 名)

欠席委員：なし (計 0 名)

常時参加：加藤(東京電力 HD)，平井(日本原子力発電) (計 2 名)

説明者：なし (計 0 名)

オブザーバ：なし (計 0 名)

事務局：梅津(日本電気協会) (計 1 名)

※1：議題 3 途中で退席

※2：議題 3 から参加

4. 配布資料

No.94(1)-1 保守管理検討会名簿

No.94(1)-2 保守管理検討会名簿(日程調整)

No.94(2) 第 93 回保守管理検討会議事録(案)

No.94(3)-1 JEAC4209-2026 改定案

No.94(3)-2 JEAG4210-2026 改定案

No.94(3)-3 JEAC4209/JEAG4210-2026 改定案コメント・修正リスト

5. 議 事

事務局より，本検討会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことの周知徹底が行われた後，牧原主査より開会の挨拶があり，その後議事が進められた。

(1) 代理出席者，委員定足数，常時参加者，説明者，オブザーバ，配付資料の確認

出席委員数は現時点において 18 名であり，分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項の決議に必要な委員総数の 3 分の 2 以上の出席を満たしていることが確認された。その後，事務局より配付資料の確認を実施した。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料No.94(2)に基づき、前回議事録案の紹介があり、一部誤記訂正の上、正式議事録とすることについて、分科会規約第13条(検討会)第15項に基づき決議の結果、出席委員の5分の4以上の賛成で承認された。

(3) JEAC4209/JEAG4210改定の対応について

牧原主査より、資料 No.94(3)シリーズに基づき、JEAC4209/JEAG4210-2026 の校正状況について説明があった。

- ・ 二校に対する検討会委員のコメントについて、対応案を作成した。
- ・ 本検討会にて対応を議論したい。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料 No.94(3)-3 の No.4 については、今回の改定で追記した部分であり、校正で表現を修正するもの。
- ・ No.6 について、P118 も同様に「なし」を追記する。
- ・ No.8 について、文書の訂正は改訂、法令のようにルールを定めるような場合は改定であると認識。JEAC/JEAG は改定となっている。事業者の保安規定の場合はどうか。
 - 保安規定は改正であり、どちらにも当てはまらない。QMS 文書は改訂。法令や規格基準は改定だが、その他は改訂を使用している。そのため、現状のままとする。
- ・ No.9 について、検査体制を作成する段階では企業や検査要員個人名はまだ決まっていない場合があるため、記載を要さない旨は理解した。一方、他の項目では同様の留意点の記載がないことに違和感がある。
 - 例えば記録等については、様式に氏名等が記載されていた場合に実際に検査した人の氏名が記載できないため、氏名等を様式に書かないのは自明。ただし、体制表に氏名等を記載しないのは自明ではないと考えられるため、あえて留意点として記載しているものとする。
- ・ 最後の項目について、技術基準というと一般名詞と思われ、定義がないと何の技術基準なのか疑問に思われる。JEAC/JEAG 共通の「電気技術規程・電気技術指針について」では「電気事業法に基づく技術基準」と謳っており、JEAC4209/JEAG4210 における技術基準と相違があるのではないか。
 - 解説 11 で、技術基準規則には発電用火力設備に関する技術基準及び原子力発電工作物に関わる電気設備に関する技術基準の一部を準用はされているが、法の建付け上は原子炉等規制法の下での技術基準ではない。一般的に技術基準という言い方でいいのではないか。
 - 他の技術基準を技術基準規則で準用しているという観点からは、JEAC4209/JEAG4210 の中では、技術基準規則以外の技術基準は使っていないのではないか。技術基準規則に統一すべきではないか。
 - これまで「技術基準への適合性」ではなく「技術基準規則への適合性」というワードは使ったことがなく、技術基準規則へ統一することは違和感がある。
 - JEAC4209/JEAG4210 の要求範囲には技術基準規則対象外の設定等もあり、技術基準規則に限定せず、技術基準への適合という一般的なワードを残した方が良い。

- 添付 9 では技術基準規則の要求となっているが、添付 9 は定期事業者検査の整理の一例。添付 10 は要領書作成の例。いずれも例であり、技術基準規則内の定期事業者検査もあれば、そうでないものもある。いずれにせよ、技術基準規則に縛らず、技術基準として広めにしておくべき。
- 本来は「電気技術規程・電気技術指針について」を原子力編の JEAC/JEAG に整合したものにするべき。
- 今回の改定では原文のままとする。次回改定時には、表現の見直しを含めて改めて検討する。
- 「電気技術規程・電気技術指針について」の原子力編 JEAC/JEAG との整合については、今後電気協会事務局にて検討させてほしい。

- ・ 二校に対するコメント対応は本日で確定とし、三校印刷に入る。
- ・ 三校の確認も検討会委員全員で実施するが、その際のコメント無し又は軽微なもののみであれば、最終校は主査及び副主査のチェックのみとし、発刊版としたい。
- ・ 現状の進捗であれば、8 月中には発刊版が完成する見込み。

(4) その他

牧原主査より、今後の検討会の進め方等について説明があった。

- ・ 本日二校に対するコメント対応が確定したため、今後大きな課題が出なければ、次回検討会は発刊まで開催しない予定。
- ・ 次回改定に向けた検討会については、発刊後の適切なタイミングで開催を考えている。
- ・ また、7 月以降に体制変更予定。主査選任については検討会での互選となる。

以 上